

仕 様 書

- 1 件 名 職員の育児休業に係る労働者派遣（障害者福祉課）
- 2 派遣期間 平成30年4月2日から平成30年11月25日まで
- 3 休業等者の氏名及び休業期間 休業する労働者の氏名（ ）
休業期間(平成30年1月27日から平成30年11月25日まで)
- 4 派遣人員 1名
- 5 派遣労働者の就業場所 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所2階
福祉部障害者福祉課支援係
電話番号 03-5273-4583
- 6 組織単位 福祉部障害者福祉課（障害者福祉課長）
- 7 指揮命令者 福祉部障害者福祉課支援係長
- 8 派遣労働者の業務内容
 - (1) 新宿区福祉部障害者福祉課支援係職員の育児休業による不在代替職員として当該係の事務を行う。
 - (2) 具体的な業務内容は下記のとおりとする。
 - ・ 障害者福祉サービスに関する相談補助
 - ・ 窓口及び電話での障害者福祉に関する総合相談補助
 - ・ 障害者居住地への障害支援区分認定調査及びケースワーク補助、その他福祉事務補助
 - (3) 求められる要件
 - ・ 精神保健福祉士、社会福祉士、社会福祉主事任用資格を有する方または同等の知識及び経験があること
 - ・ 業務に責任をもって従事し、ワード・エクセルによる入力作業が可能であること
- 9 派遣労働者の就業日等 月曜日から金曜日（派遣期間内162日）
ただし、新宿区の休日を定める条例に規定する休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日、12月29日から翌年1月3日）を除く
- 10 派遣労働者の就業時間 午前8時30分から午後5時15分まで（休憩は原則として正午から午後1時まで）
- 11 就業時間の延長 前記10の就業時間以外に時間外労働を命ずることができるものとする。この場合、命令時間は30分単位とし、1ヶ月7時間を限度とする（延長した場合の時間単価は契約約款による）
- 12 旅行命令 業務内容により、新宿区内各地区へ旅行を命ずることができる。
- 13 派遣労働者の選任等 派遣元は、派遣先に対し、次の(1)及び(2)の事項について契約締結時又は契約締結後速やかに報告すること
 - (1) 労働者派遣事業の許可番号

(2) 派遣労働者の氏名・性別・年齢

1.4 派遣労働者の代替

(1) 配置した派遣労働者が傷病及び緊急事態等で勤務できない場合、就業時間の開始時刻までに区に連絡しなければならない。なお、区が必要としたときは速やかに代替者を派遣すること。

(2) 派遣労働者の退職等が発生した時は速やかに代替を派遣することとし、代替派遣労働者の氏名、性別、年齢を事前に区に報告すること。

1.5 安全及び衛生に関する措置

派遣先及び派遣元は、労働者派遣法第44条から第47条の2までの規定により課された各法令を遵守し、自己に課された法令上の責任を負う。

なお、派遣就業中の安全及び衛生については、派遣先の安全衛生に関する規定を適用することとし、その他については、派遣元の安全衛生に関する規定を適用する。

1.6 派遣労働者からの苦情処理及び責任者、苦情処理担当者

(1) 派遣先

派遣先責任者及び連絡先	障害者福祉課長 5273-4516
派遣先苦情処理担当者及び連絡先	福祉推進係長 5273-4516

(2) 派遣元

派遣元責任者及び連絡先	
派遣先苦情処理担当者及び連絡先	

(3) 苦情処理方法、連絡体制等

① 派遣先、又は派遣元の苦情処理担当者が、派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、直ちにそれぞれの責任者へ連絡することとし、当該責任者が中心となって、誠意を持って、遅滞なく、当該苦情の適切、迅速な処理を図ることとし、その結果について、必ず、派遣労働者に通知することとする。

② 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

1.7 請求方法

(1) 派遣元事業主は、月ごとに業務完了報告書を添付し派遣先に請求するものとする。

(2) 通勤に要する旅費については、契約金額に含むものとする。ただし、勤務中に発生する出張旅費は、契約金額に含まない。別途、月ごとに日時及び旅行内訳の記載のある請求をうけ、実費弁償とする。

1.8 派遣労働者の交替について

派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く本契約の目的を達し得ない場合、区は派遣元事業主にその理由を示し、派遣労働者の交替を要請することができる。

1.9 労働者派遣契約の解除にあたって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

(1) 労働派遣契約の解除に伴う就業機会の確保

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(2) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、前項における就業機会の確保を図ることができない場合、当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害を次のとおり賠償しなければならない。

- ①派遣元が当該派遣労働者を休業させる場合は、休業手当に相当する額以上の額
- ②派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合で、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元が解雇の予告をしなかったときは、30日分以上の賃金に相当する額以上
- ③派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合で、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは、当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上
- ④その他派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣元及び派遣先のそれぞれの責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(3) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

区は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときには、労働者派遣契約の解除を行った理由派遣元に対して明らかにすることとする。

20 便宜供与

派遣労働者に対し、派遣先の区職員が利用する新宿区役所内の食堂・給湯室等の設備について、利用することができるように便宜供与すること。

21 派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

労働者派遣契約の終了後、派遣先が当該派遣労働者を雇用する場合は、その雇用意思を事前に派遣元に通知するものとする。

派遣元が職業紹介を行うことが可能な場合は、職業紹介により紹介手数料を派遣元に支払う。職業紹介に係る手数料は別途協議のうえ定める。

22 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

23 個人情報の保護及び情報セキュリティについて

- (1)派遣労働者は、業務履行中に知り得た個人情報及び業務上知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。契約履行後も同様とする。
- (2)派遣労働者は、業務で取扱う文書等について、就業場所以外への持ち出しを禁止する。
- (3)派遣元事業主は、派遣労働者に対し、個人情報の適正な管理及び情報セキュリティポリシーに関して周知し、また、これらに違反した場合の新宿区個人情報保護条例（平成17年新宿区条例 第5号）に基づく罰則の適用及び措置について周知しなければならない。
- (4)派遣元事業主及び派遣労働者は、区の監査に応ずること。

24 新宿区環境マネジメントへの協力について

契約の履行にあたっては、新宿区環境マネジメントの取り組みに協力すること。

25 その他

- (1) 契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (2) 人事異動後に派遣先職員の改正がある。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた場合は、その都度協議をすることとする。